

新料金メニュー

業務用温水・蒸気契約

お申込みできるお客様(適用条件)

- 業務用途で温水機器※1 又は蒸気ボイラー※2 を使用
- 温水機器と蒸気ボイラーの合計ガス消費量が90キロワット以上
- 年間の都市ガス使用量が10,000立方メートル以上



※1 温水機器：エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器

※2 蒸気ボイラー：エネルギー源としてガスを使用し、蒸気を発生させて他に熱を供給する燃焼機器

メリット

- 温水機器又は蒸気ボイラーをお使いであれば、それ以外のガス機器(空調機器を除く)にも適用できます。
- 業務用温水・蒸気契約で1年間の都市ガスご使用量が10,000立方メートルの場合、一般契約より年間で約75万円お得になります。
- 都市ガス(天然ガス)のご利用を通じて温室効果ガス(CO₂)排出量を削減できます。

【都市ガス転換によるCO₂削減率】

	液化石油ガス	灯油	A重油
都市ガス転換によるCO ₂ 削減率	-11.7%	-28.4%	-31.3%

料金表

(税別)

名称	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m ³)
業務用温水・蒸気契約	14,000.00	130.00

- ガス料金は、前回の検針から今回の検針までのガスご使用量をガスメーターで検針し、基本料金、従量料金の合計額となります。
- 従量料金は、料金表の基準単位料金に毎月変動する平均原料価格の動向を加味して、その月の単位料金(円/m³)を決定し、単位料金に使用量を乗じた額となります。

ご契約期間

- 契約期間は、別途契約書に定める1年間とします。
- 契約期間満了に先立って、お客さまから契約の解除又は変更のお申込みがない限り、契約は同一条件で1年間自動継続となり、以降も同様となります。
- 契約内容の変更を希望される場合は、契約期間満了の2か月前までにその旨をお申し出ください。

ご契約にあたって

- ご契約にあたって年間の使用計画に基づき次の契約使用量を定めます。
 - ①契約月別使用量…契約の開始から終了までの月別使用予定量
 - ②契約年間使用量…契約月別使用量の合計量
- ※実際のご使用量により、他の契約に比べガス料金が高くなる場合もございます。
※供給条件における重要事項及び一般ガス小売供給約款をよくお読みのうえお申込みください。



補償料について

- 以下の場合、ガス料金とは別に補償料を請求しますのでご注意ください。

【契約中途解消補償料】

契約期間中の契約の解消にあたりガス局がやむを得ないと判断できない場合や、使用者による契約違反による場合、契約中途解消補償料を請求します。

- ガスの供給を廃止、もしくは契約中途解消補償料規定を有しない他の契約に変更する場合

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{基本料金相} \\ \text{当額} \end{array} \right]$$

※1円未満の端数切捨て、別途消費税等相当額を加えたものを契約解消の翌月に請求します。

- 契約の解消と同時に契約中途解消補償料規定を有する他の契約に変更する場合

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[\left[\begin{array}{l} \text{前契約の1か月当} \\ \text{たりの基本料金相} \\ \text{当額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の1か月当} \\ \text{たりの基本料金相} \\ \text{当額} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から前契} \\ \text{約終了月までの残存月} \\ \text{数} \end{array} \right]$$

※1円未満の端数切捨て、別途消費税等相当額を加えたものを契約解消の翌月に請求します。



本支管工事費の精算について

- 本支管工事を伴う新增設後1年未満で契約を解消しガスの使用を廃止される場合には、本市（導管部門）は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる本市負担額に消費税等相当額を加えた金額を全額徴収させていただきます。

お問い合わせ

松江市ガス局 営業総務課 営業推進グループ

☎0852-21-0011 <http://www.matsue-citygas.jp/>

